主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人両名弁護人豊島武夫上告趣意について。

第一点 所論の第一審判決が処罰した行為は、被告人等が割当公文書の提示なく 硫安を譲渡したということであつて、所論のごとく売買契約を処罰したものでない から論旨は前提を欠くものであつて採ることを得ない。

第二点第三点 所論は大審院判例違反を主張しているが、かかる事実はどこにも 存在しない。諭旨は採るを得ない。

第四点 所論は、控訴審において主張されず、又判断の対象とならなかつた事項であるから適法な上告理由として認め難い。

よつて刑訴四○八条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

昭和二六年三月八日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	眞	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
輔		悠	藤	齌	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官